

令和3年度における 建設業の安全衛生対策の 推進について



千葉労働局 ・ 労働基準監督署

I 13次防：第13次労働災害防止計画

働く人々の一人一人が安全で健康に働ける「ちば」のために

～平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5か年を計画期間としています。～

計画の目標（抜粋）

- 1 死亡災害については、死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少
- 2 休業4日以上之死傷災害については、死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少
- 3 建設業については、死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少

建設業については、死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少

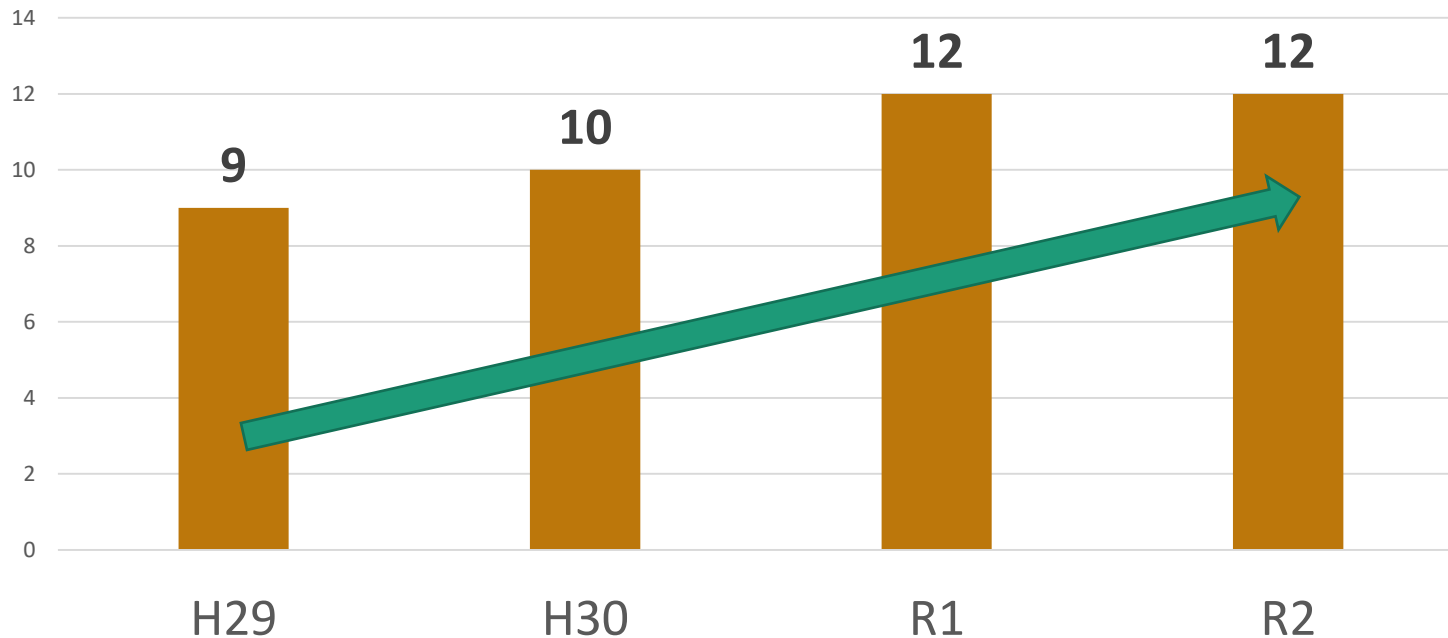


そのために

- ① 墜落・転落災害防止対策を進めます。
- ② 建設工事発注者に、余裕を持った工期設定、安全衛生を確保するための必要な経費の積算等の要請を行います。
- ③ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底及び各種安全衛生教育の徹底を図ります。
- ④ 解体工事の安全対策の徹底を図ります。
- ⑤ 自然災害からの復旧・復興工事対策の徹底を図ります。
- ⑥ 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進を図ります。

Ⅱ 千葉県内における建設業の労働災害発生状況

建設業の死亡者数



目標に反して死亡者数は増加しています！

千葉県内 建設業 死亡災害概要（令和2年～3年8月）

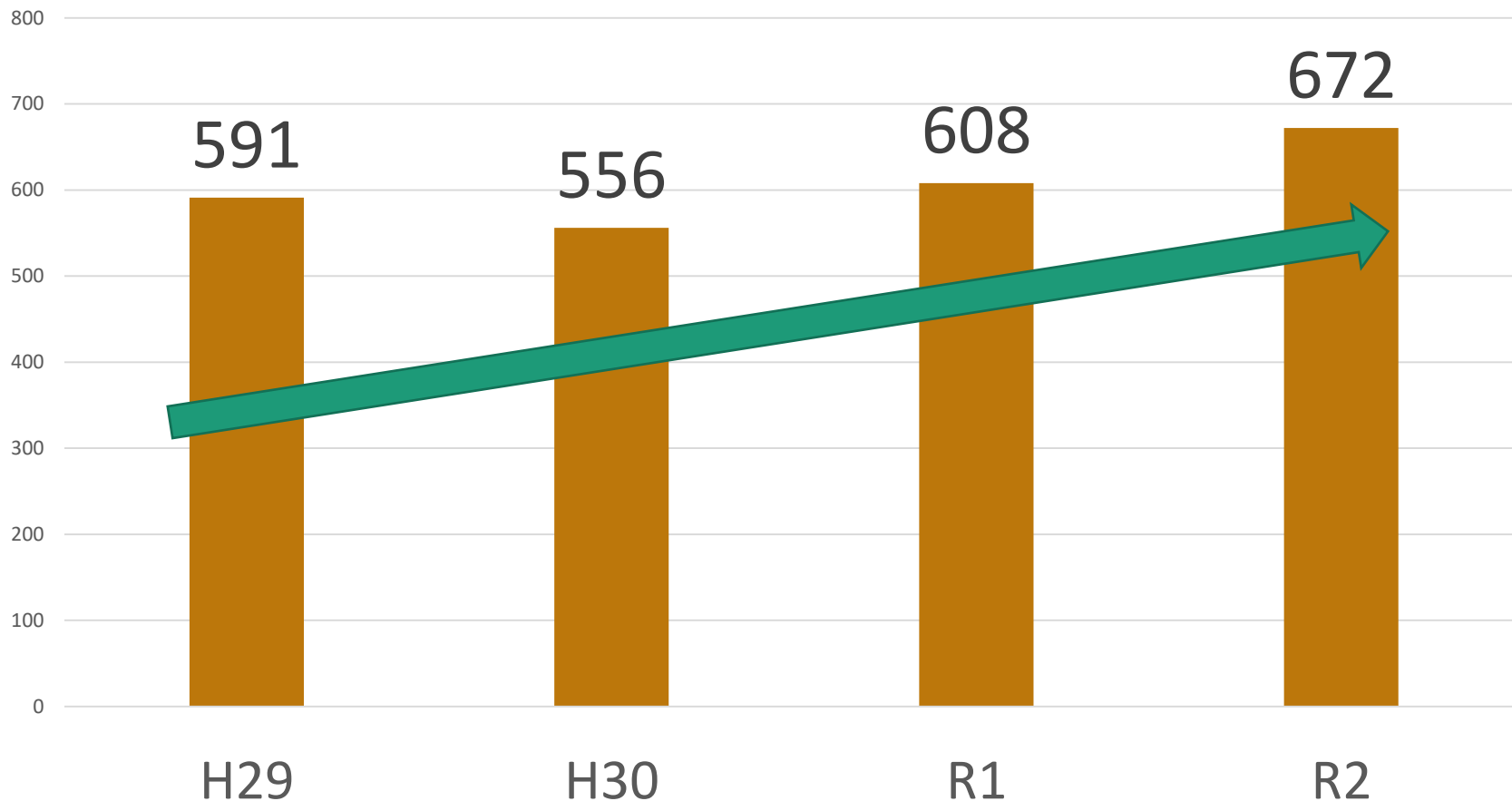
【令和2年】

	発生月	業種	事故の型	起因物	災害発生状況
1	1月	土木	崩壊	地山	住宅造成工事現場において、高さ約5mの法面が崩壊し、土砂に埋まった。
2	1月	土木	転倒	建設機械	トラックの荷台からドラグショベルを地上に降ろそうとした際、横転したため運転席から投げ出された。
3	3月	その他	墜落	建築物	鉄骨製倉庫の解体作業中に、溶断した鉄骨屋根の一部を移動式クレーンで吊り上げたところ、屋根を支える支柱が折れて屋根が倒壊し、当該屋根上にいた被災者が地上に墜落した。
4	3月	土木	激突され	立木	チェーンソーによる伐木作業中、倒れてきたかかり木に激突された。
5	3月	その他	高温物との接触	産業用ロボット	工場新築工事現場において、試作運転中の炉の脇を通り抜けようとしたところ、産業用ロボットのバケットに押し出され、高温の溶融亜鉛の入った炉内に転落した。
6	4月	その他	墜落	屋根	工場の雨漏り修繕のため、屋根スレート板の張替え作業中、スレートを踏み抜き、墜落した。
7	5月	土木	倒壊	機械装置	護岸工事において、移動式クレーンで消波ブロック（重さ2.43 t）を吊って移設する作業中、玉掛用ワイヤーのシャックルが消波ブロックに引っ掛かり、消波ブロックが倒れて下敷きになった。
8	6月	その他	交通事故	トラック	調査のため、車を直線道路の左端に駐車させ、降りていたところ、トラックに追突された。
9	6月	その他	飛来	石	解体用機械を用いて鉄骨造3階建ての建物を解体していた際、飛来してきた落下物に直撃された。
10	7月	建築	墜落	はしご等	共同住宅新築工事現場において、階段の壁補修仕上げ作業中、可搬式作業台から墜落した。
11	7月	建築	墜落	建築物	4階建てマンションの屋上防水工事中、屋上の端部から墜落した。
12	8月	その他	墜落	屋根	屋内機械室において冷凍装置のメンテナンス作業中、屋根上を歩いていたところ、屋根のスレートを踏み抜き、墜落した。

【令和3年（8月まで）】

	発生月	業種	事故の型	起因物	災害発生状況
1	2月	土木	はさまれ	建設機械	立坑の土留め壁付近での作業中に、ドラグショベルの後方に立ち入った際、ドラグショベルが旋回したため、土留め壁との間に挟まれた。
2	3月	建築	墜落	開口部	約25mの高所での塗装作業中、開口部から墜落した。
3	6月	その他	墜落	開口部	工場の外壁補修作業中、腐食により開口部となっていた天板上から墜落した。
4	7月	土木	高温物との接触	環境等	土木工事現場内において、資材の空き袋の片付けなど軽作業に就いていたところ、暑さ等により熱中症となった。

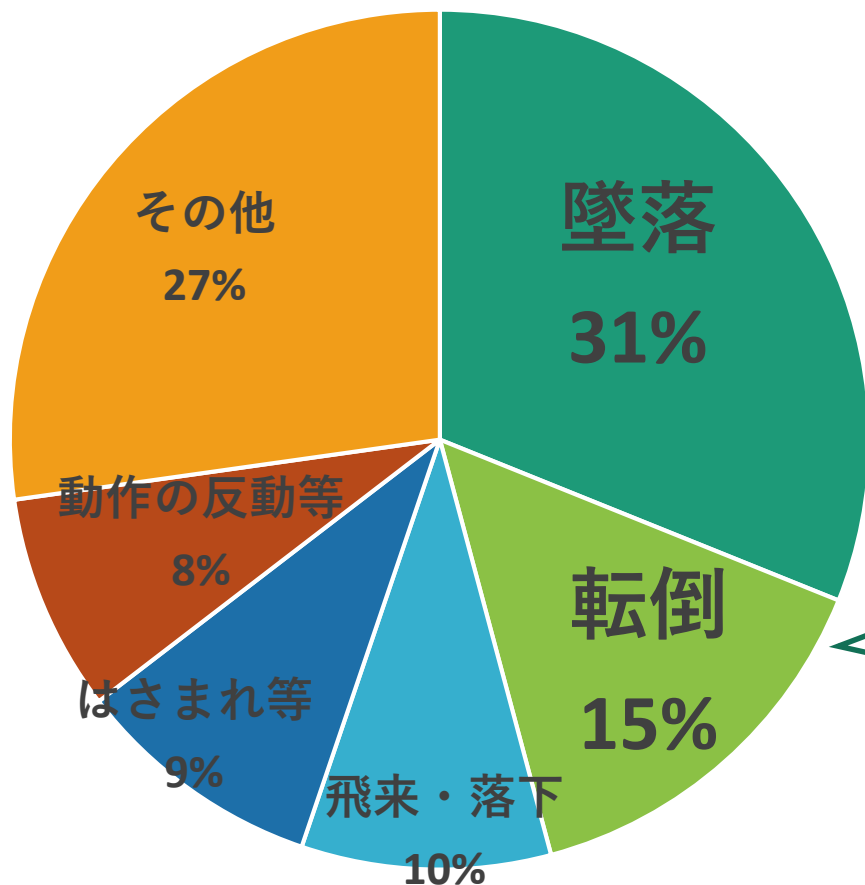
休業4日以上の死傷者数



死傷者数についても令和2年は平成29年と比較して13%増加しています！

どのような災害が発生しているか

令和2年発生之死傷災害 672件の内訳



墜落のうち
はしご・脚立等から 30%
屋根から 14%
足場から 14%
トラックから 7%

転倒のうち
通路上が 30%
そのほかは様々な場所で発生しています。

Ⅲ 令和3年度における建設業の安全衛生 対策の推進に係る留意事項

（令和3年3月30日付け
基安安発0330第5号、基安労発0330第1号、基安化発0330第1号ほか）

- 1 労働者の安全確保のための対策
- 2 労働者の健康確保のための対策、
化学物質等による労働災害防止対策
- 3 その他の安全衛生に係る対策

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 足場等からの墜落・転落防止対策

(2) はしご等からの墜落・転落防止対策 **NEW**

全国的に見ても建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が約3割と最も多くなっています。

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

改正規則完全施行

(4) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策

(5) 転倒災害の防止 **重要**

(6) 交通労働災害防止対策

(7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保

(8) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

(9) 高年齢労働者等の労働災害の防止 **重要**

(10) 外国人労働者に対する労働災害防止対策

(11) 一人親方等の安全衛生対策

(12) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設工事の安全衛生対策

(13) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

千葉県内でも復旧工事において、重機による災害や墜落・転落災害等が発生しています。

(14) 伐木等作業の安全対策

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策 **NEW**

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（令和3年7月2日最終改正。）等を活用し、労使協力の下、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底を図りましょう。



(2) 熱中症対策 **重要**

(3) じん肺予防対策

(4) 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

(5) 剥離剤による健康障害防止対策 **NEW**

近年、剥離剤に含まれる化学物質の吸入による中毒事案が頻発。剥離剤を使用する場合は、SDS（安全データシート。化学物質の危険有害性、取扱い上の注意などが記載された文書。）等により、危険有害情報、取扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置等を確認し、ばく露防止措置を講じましょう。

(6) 化学物質による健康障害防止対策 **規則改正**

(7) 石綿健康障害予防対策 **規則改正**

3 その他の安全衛生に係る対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

(3) 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進



1 労働者の安全確保のための対策

(2) はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業においては、はしごや脚立から墜落・転落することによる労働災害が増加しています。比較的低いところからの墜落・転落であっても重篤な災害となるケースもあり、はしごや脚立の適正な使用が求められます。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

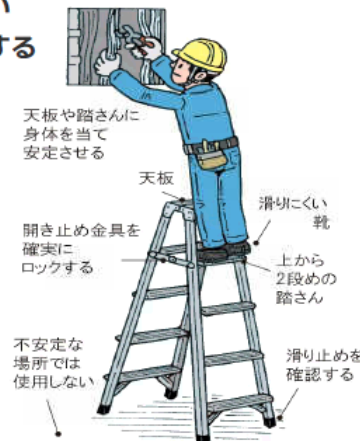
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

1 労働者の安全確保のための対策

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

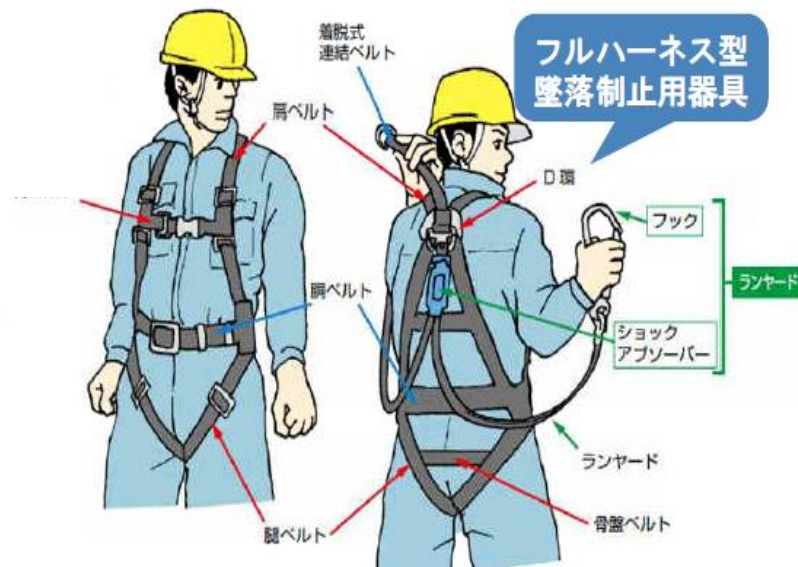
～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	✕	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	



2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

墜落制止用器具に係る安衛則の改正等により、旧規格の安全帯を使用できる期間が令和4年1月1日までとされています。

事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の確保を図る必要があります。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(令和4)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用可能				2022(令和4)年1月1日まで								×
安全帯の 規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間					製造・販売可能								販売可能				×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

1 労働者の安全確保のための対策

(5) 転倒災害の防止

建設業においては、転倒による労働災害が増加しています。厚生労働省では「STOP!転倒プロジェクト」を実施し、転倒による労働災害を強く呼びかけています。転倒による労働災害であっても重篤な災害となるケースもあり、各事業者においても転倒災害防止対策の徹底を図ることが求められます。



STOP! 転倒災害

! 3つの転倒予防

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**
転倒によるケガの**約6割**が休業**1か月以上**のケガです!!

オットット

① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



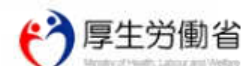
③ 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



STOP! 転倒

検索

1 労働者の安全確保のための対策

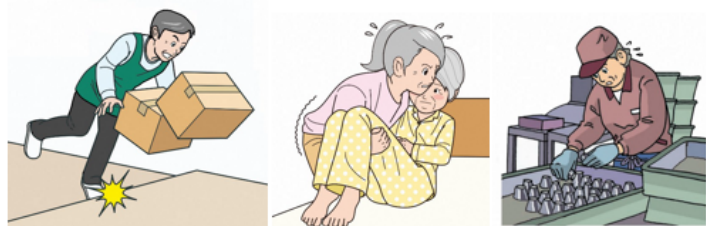
(9) 高年齢労働者等の労働災害の防止

建設業でも、労働者の高齢化がすすんでおり、令和2年の千葉県内の建設業における休業4日以上の労働災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は23.4%、50歳以上では41.7%となっています。労働災害発生率は若年層に比べて高年齢層で高く、高齢になると、重症化し、休業期間が長くなる傾向にあります。高齢者が安心して安全に働くことができるよう、事業者においては高年齢労働者の特性に配慮した対策の徹底を図ることが求められます。

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

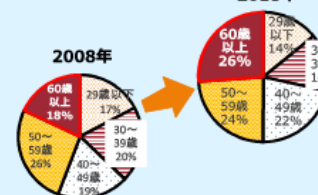


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数は60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年

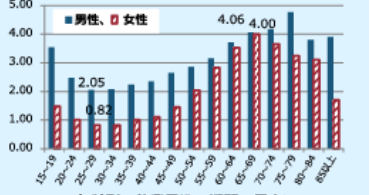


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

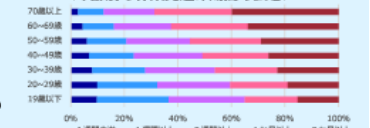
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進

- ① 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- ② 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- ③ 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容の見直し
- ④ 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- ⑤ 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施

1 労働者の安全確保のための対策

(13) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。



○高所での作業を行うときは

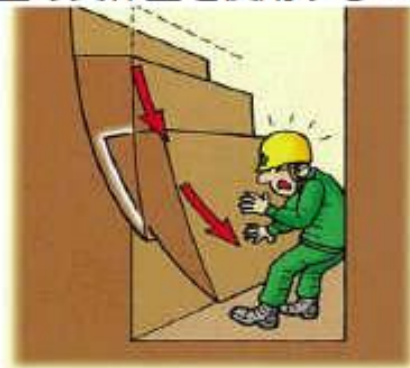
作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

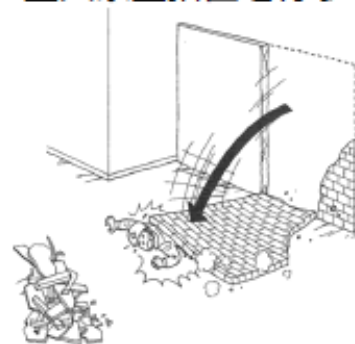
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における感染防止対策の実践例 (建設業)

○ 密とならない工夫

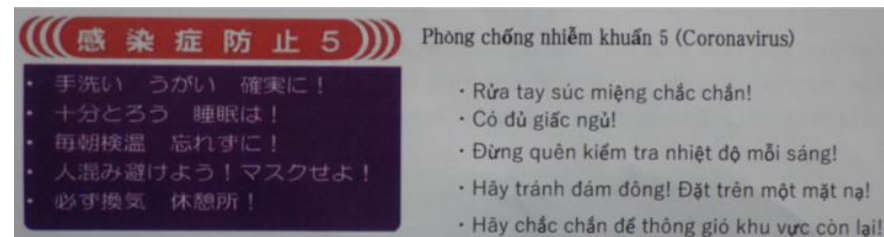
ITを活用した対策



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

安全衛生委員会／衛生委員会資料 令和 年 月

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6について確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 日常的健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出勤時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならないでも、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」、「冬場における換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、意図的に協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3)多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場合でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4)接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後の消毒、十分な席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5)近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6)共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を開けて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(7)休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンゴやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性等者」)が出た場合等の対応		
(1)陽性等者に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性等者であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性等者が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認している。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>



職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別
マニュアル「建設業における新型コロナウイルス感染予防・対策マ
ニュアル」も参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000786025.pdf>

職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策 相談コーナー連絡先

受付時間 平日(月～金曜日) 午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		



マスク

かわ
会話をするときは
マスクをつけましょう



密

せき こういしつ
席や更衣室では、
ひと てきせつ きより
人と適切な距離をとりましょう

休憩時間での居場所の切り替わりなどで
気が緩むことがあるため、適切な距離をとるよう注意しましょう。



換気

しつない
室内では
こまめに空気を入れ換えましょう



共用

びひん きょうよう さ
備品の共用は避けましょう

どうしても共用する場合には
使用前後での手洗いや手指消毒を徹底しましょう。

(2) 熱中症対策

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

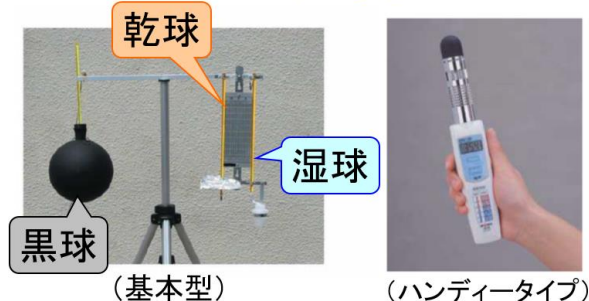
職場における熱中症により、毎年全国で約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月、8月）



WBGT値を正しく測定して、作業時間の短縮や作業の中止など、WBGT値に応じた対策を講じましょう!

WBGT測定装置



WBGT値は、暑さ指数とも言われ、人体に影響の大きい①湿度、②日射・ふく射などの周辺環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐ WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
☐ 通気性の良い服装など	
☐ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明け の方は注意が必要です!
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
☐ ブレーク・リング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
☐ 日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

□異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

(5) 剥離剤による健康障害防止対策

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
防毒マスクを使用している、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※未規制物質

有害性

- ・中枢神経系、肝臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

ジクロロメタン ※特定化学物質

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

(6) 化学物質による健康障害防止対策

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「**溶接ヒューム**」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**されています。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

特定化学物質としての新たに必要となる措置内容

- ① 特定化学物質作業主任者の選任（所定の技能講習を修了した者から選任）※
※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）
- ② 常時従事する労働者に特定化学物質健康診断を6月に1回定期に実施し、監督署あて報告

■溶接ヒュームの健診項目

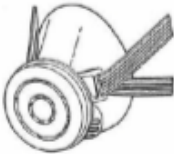
1次検診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

金属アーク溶接等作業を行う場合に引き続き必要となる措置内容

- ① 有効な呼吸用保護具の着用
- ② 屋内作業場の全体換気装置等による換気
- ③ 特別教育の実施
- ④ じん肺健康診断の実施 など

なお、継続して屋内の同じ場所で作業を行う場合は、溶接ヒューム濃度の測定、測定結果に基づく保護具の選定、保護具のフィットテストが必要になります。

（参考）呼吸用保護具の種類

防じんマスク		
【取り替え式・全面形面体】	【取り替え式・半面形面体】	【使い捨て式】
		
電動ファン付き呼吸用保護具		
【全面形面体】	【半面形面体】	
		

(7) 石綿健康障害予防対策

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中脾腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月～)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月～)

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)

◆報告が必要な工事

- ① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事
※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう
- ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう
- ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事
 - ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
 - ・ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
 - ・ 焼却設備
 - ・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
 - ・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - ・ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
 - ・ 変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ・ トンネルの天井板
 - ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
 - ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

Ⅳ 建設業における労働災害防止のための のトピックス

(令和3年度 千葉労働局で進めている取組)

(1) 解体工事での労働災害を防止しよう

解体・改修工事での労働災害が増加しています。

(2) 労働災害防止対策のための自主点検を行いましょう

点検不足による労働災害も発生しています。元請事業者から各作業員の方がそれぞれ自主的に点検を行いましょう。

(3) 重点取組宣言をしよう

「重点取組宣言」をして現場の全員で重篤災害の防止に取り組みましょう。

（１）解体工事での労働災害を防止しよう

解体工事の労働災害防止のために

事例 1



親網の設置、安全帯の使用等の墜落防止対策、行えていますか？



死亡災害発生！

事例 2



重機の旋回範囲、瓦礫の落下する範囲の立入禁止措置、行っていますか？



死亡災害発生！

基本的なポイント

- ヘルメット着用（※）
 - 安全な作業靴の着用
 - 高所作業時、作業床や足場を設ける等の措置
 - 高所作業時、墜落制止用器具（安全帯）の着用
- ※ヘルメットは、墜落時保護用、飛来・落下物用のもの



イラスト「解体工事における屋根・建物からの墜落防止工法及び関連器具について」

車両系建設機械等を使用する際のポイント



機械の位置、作業方法、立入禁止の範囲などを定めた作業計画を作成し、作業員に周知しましょう。

カラーコーンや安全帯で人の立入を禁止する



誘導員を配置する
解体用建設機械や解体物と周辺作業員の接触・衝突防止対策を行いましょう。

機体重量3t以上は技能講習

機体重量3t未満は特別教育

車両系建設機械（「解体用」、「整地・運搬・積込み用及び掘削用」など）は、技能講習もしくは特別教育を終了した者でないと運転できません。



工事に使用する車両系建設機械や移動式クレーン等は作業前点検、月次検査、特定自主検査を確実にしましょう。

そのほか、解体工事で気を付けるポイント

解体作業を行う際には、作業主任者や作業指揮者の選任が必要です。

- （例）
- ・高さ5メートル以上のコンクリート造、鉄骨造の建物を解体するとき（作業主任者）
 - ・高さ5メートル以上の足場の組立て、解体等を行うとき（作業主任者）
 - ・木造建築物を解体するとき（作業指揮者）

解体作業のため、足場を設置するときは、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。手すり等の設置が困難な場合は、必ず、安全帯を使用させましょう。

※具体的な装備は表面参照

解体作業を行う際は、保護帽、安全な作業靴を着用し、作業の内容に応じて、保護メガネや防塵マスクを着用させましょう。

暗い場所で作業する際は、明るさ（照度）の確保をしましょう。



春先～秋頃までの作業の際は、熱中症対策を行いましょう。

- （例）
- ・こまめな水分・塩分補給を徹底する（クーラーボックスや給水設備、塩飴等を用意）
 - ・身体を冷やしたり、日差しを避けることのできる休憩場所を確保する
 - ・WBGT値を活用し、基準値を超える場合は単独作業を控え、休憩時間を長めに確保する



…など

（２）労働災害防止対策のための自主点検を行いましょう

安全関係点検表（元請用）

点 検 項 目		点 検 結 果
元方事業者の講ずべき措置	① 異常時に行う避難等訓練、警報等を統一的に定め、関係請負人に周知しているか	
	② 安全衛生協議会は開催されているか。	
	③ 持ち込み機械の点検を確実に実施し、記録は保管してあるか	
	④ 移動式クレーン及び車両系建設機械等の作業計画を作成し、関係請負人に周知しているか。	
	⑤ 足場及び土止め支保工等の各種点検が適正に行われていることを確認しているか	
	⑥ 送り出し教育及び新規入場者教育等は適正に実施されているか	
設備・足場・開口部・通路・昇降	① 高さ2 m以上の作業床の端、開口部では囲い、手すり、覆い等を設けてあるか	
	② 上記の措置が困難な場合、防網の設置や安全帯の使用等を行わせているか	
	③ 外部足場作業床には、資材、重量物等は置いていないか	
	④ 開口部養生蓋には、「ずれ止め防止」と「注意表示」はあるか	
	⑤ 架台足場の足場板は緊結してあるか	
	⑥ 高さ（深さ）が1.5 mをこえる箇所には、昇降設備が設けてあるか	
クレーン・建設機械等	① 運転資格は適切か	
	② 移動式クレーン等のアウトリガーは完全張り出しになっているか	
	③ アウトリガー脚部下に沈下防止措置はしてあるか	
	④ 人との各種接触防止対策は十分に行われているか	
	⑤ 用途外使用が行われていないか	

点 検 項 目		点 検 結 果
環境	① 熱中症対策は十分か	
	② 下請け業者間の連絡調整は適切に行われているか 同一の足場における、上下作業への対応は適切か アーク溶接作業を行う範囲における易燃性の物の撤去 立ち入り禁止区画等の周知は十分に行われているか	
保護具	① アーク溶接作業に従事する労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）及び保護面を使用させているか	
	② はつり作業に従事する労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）を使用させているか	
	③ 有機溶剤作業に従事する労働者に有機ガス用マスクを使用させているか	
	④ 高さに応じた適切な墜落制止用器具を使用させているか	
	⑤ 高所作業をさせる場合、保護帽は「墜落時保護用」の規格を満たしたものを使用させているか	
	⑥ 保護帽等の使用方法是適切（アゴヒモ等）か	

点 検 日： 年 月 日

作業所名：

安全関係点検表（建築工事作業員用）

点 検 項 目		点 検 結 果
1 服装・保護具について	① 作業に適切な服装となっているか	
	② 作業に必要となる保護具を現場に持ち込んでいるか	
	③ 保護具を使用しているか	
	④ 保護具の使用は適切か	
	十分な性能を有しているか 点検済のものか 使用法はよいか（アゴヒモ等）	
2 作業管理について	① 作業主任者は選任されているか	
	② 無資格・無教育作業はないか	
	③ 作業打合せを行い、作業手順等その内容が周知されているか	
	④ 安全な作業手順・作業方法となっているか	
	墜落・転落防止対策は講じられているか 危険な位置での作業はないか 無理な姿勢での作業はないか	
	⑤ 連絡合図を明確にし、十分に周知しているか	
3 環境管理について	⑥ 許可されていないことが行われていないか	
	① 通路等が安全に整備されているか	
	② 熱中症対策は行われているか	
	③ 照明は適切に設置されているのか	
4 健康管理について	照度は適切か 投光器等にはガードが設けられているか	
	① 体調は良好か	
5 機械・設備等について	① 足場の部材に脱落・緩み等はないか	
	② 作業の必要上やむを得ず、足場部材を取り外した場合、作業終了後、速やかに原状復帰を行っているか	
	③ 高さ（深さ）が1.5 mを超える箇所には昇降設備が設けられているか	
	④ 移動式クレーン及び車両系建設機械等と作業員との接触防止対策が適切に行われているか	
	⑤ 車両系建設機械等の用途外使用が行われていないか	

安全関係点検表（土木工事作業員用）

点 検 項 目		点 検 結 果
1 服装・保護具について	① 作業に適切な服装となっているか	
	② 作業に必要となる保護具を現場に持ち込んでいるか	
	③ 保護具を使用しているか	
	④ 保護具の使用は適切か	
	十分な性能を有しているか 点検済のものか 使用法はよいか（アゴヒモ等）	
2 作業管理について	① 作業主任者は選任されているか	
	② 無資格・無教育作業はないか	
	③ 作業打合せを行い、作業手順等その内容が周知されているか	
	④ 安全な作業手順・作業方法となっているか	
	墜落・転落防止対策は講じられているか 危険な位置での作業はないか 無理な姿勢での作業はないか	
	⑤ 連絡合図を明確にし、十分に周知しているか	
3 環境管理について	⑥ 許可されていないことが行われていないか	
	① 通路等が安全に整備されているか	
	② 熱中症対策は行われているか	
	③ 照明は適切に設置されているのか	
4 健康管理について	照度は適切か 投光器等にはガードが設けられているか	
	① 体調は良好か	
5 掘削作業等について	① 土止め等の崩落防止対策は行われているか	
	② 深さ（高さ）が1.5 mを超える箇所には昇降設備が設けられているか	
	③ 車両系建設機械と作業員との接触防止対策が適切に行われているか	
	④ 車両系建設機械の用途外使用が行われていないか	

（3）重点取組宣言をしよう

① 千葉県内の建設業における労働災害は増加傾向

Ⅱの「千葉県内における建設業の労働災害発生状況」にあるとおり、令和2年では、死亡者数12名（前年と同数、全産業の約4割）、休業4日以上の死傷件数672名（前年より64名、約11%の増加）と労働災害が増加しています！



令和3年に入ってから死亡者数は4名（8月末日現在）となっており、前年同期比で6名減っていますが、今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための作業手順の複雑化等に伴い生じるリスク、ウイルス感染防止のためのマスク着用による作業員間の連絡調整不全によるリスクなど、労働災害の発生が引き続き懸念されることから、一層の防止対策が必要です。

② 特に重篤な結果となりやすい災害のリスクに対して、しっかりとした対策を講じる必要あり！

千葉労働局では、建設業労働災害防止協会千葉県支部(※)とも連携の上、建設業における重篤な労働災害を防止するため、特に重点的に対応すべきことを、事業主・元請・作業員の皆さんで共有することを通じて、労働災害防止につなげていくため、「重点取組宣言」の実施を推進しています。

※ 建設業労働災害防止協会（千葉県支部）については「さいごに」のページを参照してください。

（3）重点取組宣言をしよう

建設業で労働災害増加!!!

県内建設業で労働災害が急増！
その**30%**が**墜落・転落**

さらに その**65%**が**休業1か月以上**

重点取組宣言

で、重篤災害対策に全員で取り組みましょう！

施工状況、現場状況及び仕事内容に応じたリスクを踏まえて、現場責任者が、重篤な労働災害を防止するために「特に重点的に」対応すべきことを**重点取組宣言**として見える化・共有して、現場で働く全員で取り組みましょう。

事業主、元請の皆様へ

作業者は、皆様が講じた安全対策の範囲内で、自分の身を守ることになります。
十分な安全対策をお願いします！

作業者の皆様へ

「安全作業」も皆様に任せられた仕事の範囲内です。自分自身と仲間の安全は、あなたの行動次第で損なわれることを忘れないで！

重点取組宣言（例）

工事現場名

宣言者（統括安全衛生責任者、または、これに準じる者）

宣言日

宣言対象期間（工程、作業環境等を踏まえた適切な期間（長過ぎないようにする））

宣言

千葉県内において建設業の死亡災害をはじめとする重篤な災害が多発していることなどを背景とし、本現場においては、上記宣言対象期間に想定されるリスクを踏まえて、労働災害（特に重篤な災害）を絶対に起こさないようにするため、以下の事項について、重点的に取り組むことを宣言します。

本現場で働く皆さんは、自分自身、そして仲間の健康と安全を守るため、一致して取り組んでいただきますようお願いします。

1 墜落・転落災害の防止

.....

2 重機災害の防止

.....



「重点取組宣言」を行うに当たってのご参考

- 1 労働災害（特に重篤な災害）を起こさないようにすることが目的の宣言です。
目的に照らして、宣言の方法等を工夫されることをお勧めします。
- 2 宣言の期間（工程）、対象（工区、職方など）ごとに、宣言を上記 1 の目的に合致したものにアレンジ（変更）することをお勧めします。
- 3 人間の注意力は「全方向にわたって細大漏らさず」というわけにはいきません。特に重篤な災害のリスク要因は何かを検討した上で、「重点」について集約し、現場で働く全員の意識に残るような「取組宣言」をすることをお勧めします。
- 4 宣言においては、「誰が」「何を」「どうする」のかが明確となっており、宣言内容を実行すべき人が意識を持ちやすくなると考えられます。
- 5 宣言は、現場で働く全員が共有するものであることから、宣言内容を検討する際には、現場の意見をよく聴いて、できるだけ宣言に反映させるよう努めることをお勧めします。
- 6 宣言内容を現場で働く全員と共有し、実効性のあるものとするために、宣言文に賛同者（各職方の代表者など）の氏名を入れることも一法と考えられます。
- 7 人間は忘却の動物と言われるように、新しい情報が入った途端に、前の情報が消えてしまうことがままあります。「重点取組宣言」は、現場で働く全員に、少なくとも現場で働いているときには、しっかりと意識を持っていただくことが必要です。よって、「忘却する前に改めて意識づけをする」ことの繰り返しが重要と考えられます。

① 建災防は労働災害防止団体法に基づき設立されている団体です

建災防の目的は労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うなど、労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主又は事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害防止を図ることとしています。建災防の本部は東京都にありますが、すべての都道府県に支部があります。

千葉労働局及び労働基準監督署では建災防千葉県支部と合同で安全パトロールを実施するなど、建災防の協力も得つつ建設業における労働災害防止を図っています。

② 建災防は建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって組織された団体です

建災防の会員になると、各種技能講習、安全衛生研修会等の開催日程などの情報の提供が受けられます。また、安全管理士・衛生管理士及び安全指導者による技術指導、安全診断、安全パトロールが受けられるとともに、安全衛生に係る相談、講師派遣を要請することなどができ、会員になることで労働災害を未然に防ぐことが期待できます。

③ 建災防千葉県支部について

所在地 〒260-0013 千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル4階

電話番号 043-225-8524

ホームページアドレス <http://business4.plala.or.jp/kensaibo/>

+

安全第一



どうか



ご安全に

千葉労働局 ・ 労働基準監督署